## 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

別表 違	反 行 為 基準日車等						
適用条項	事項	初違反	再違反	備考			
法第12条第1項	運送契約締結時の書面交付義務違反						
ш <i>э</i> л (	1 書面の交付 ① 交付なし5件以下	警告 10日車	10日車				
	② 交付なL6件以上15件以下 ③ 交付なL16件以上 2 記載事項等の不備	20日車 警告	20日車 40日車 10日車				
施行規則第13条の3第3項	3 交付書面の写しの保存   ① 一部保存なし   ② 全て保存なし	警告 20日車	10日車 40日車				
去第14条第1項	安全管理規程の設定・届出違反						
去第14条第2項 貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下「安全規則」という。) 第2条の5	安全管理規程の基準適合違反(規程が基準不適合)	10日車	20日車				
去第14条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤イに	よる			
法第14条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車				
法第 <mark>14</mark> 条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出						
去第14条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車				
去第14条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウに	よる			
法第 <mark>15</mark> 条第1項第1号 安全規則第3条	過労運転の防止措置義務違反						
第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上	警告 20日車 15日車×未受診者数	10日車 40日車 30日車×未受診者数				
法第 <mark>15</mark> 条第1項第2号	事業用自動車の安全性の確保義務違反						
去第15条第3項	過積載運送の引受け、指示等						
法第 <mark>15</mark> 条第4項 安全規則	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反		-				
第9条の6第1項	貨物軽自動車運転者等台帳 1 作成						
	① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③ 全で作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車				
第2項、第3項	貨物軽自動車運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車				
法第 <mark>16</mark> 条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反						
法第 <mark>16</mark> 条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出						
法第 <mark>20</mark> 条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車				
法第21条	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事	業者に適用される				
法第 <mark>22</mark> 条	輸送の安全確保の命令違反(注)	60日車	局長通達6(1)⑤エに	よる			
法第 <mark>23</mark> 条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反						
法第 <mark>23</mark> 条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車				
去第24条第2項	他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書 面交付義務違反 1 書面の交付						
	① 交付なし5件以下	警告	10日車				

引表 違	反 行 為	基準	基準日車等				
適用条項	事項	初違反	再違反	備考			
	(新設)						
			-				
去第 <mark>16</mark> 条第1項	安全管理規程の設定・届出違反						
法第16条第2項 貨物自動車運送事業輸送安 規則(以下「安全規則」という 第2条の5		10日車	20日車				
去第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤-	による			
去第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車				
去第 <mark>16</mark> 条第5項							
安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出						
去第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車	-1-17			
去第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤	フによる			
去第17条第1項第1号	過労運転の防止措置義務違反						
第6項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上	警告 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車				
去第17条第1項第2号	事業用自動車の安全性の確保義務違反		2.0				
去第17条第3項	過積載運送の引受け、指示等		= 1,1				
去第17条第4項 安全規則	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反						
	(新設)						
	(新設)						
去第 <mark>18</mark> 条第1項	NIPS BAY						
安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反						
去第1 <mark>8</mark> 条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出						
去第 <mark>22</mark> 条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車				
去第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事	業者に適用される				
去第23条	輸送の安全確保の命令違反(注)	60日車	局長通達6(1)⑤	による			
去第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反						
去第 <mark>24</mark> 条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車				
	(新設)						

1

新					~						旧						
別表	E 4 *	1 1/13	日車等		別表		進			4=	**		10.30	日車等	_		_
適用条項	<u>反</u> 行為 事項	初違反	再 違 反	備考	1	直 用	条 項	反	*	行	項		初違反	再違反	ž	備 :	考
施行規則第13条の7第3項	2 交付なL6件以上15件以下 ③ 交付なL16件以上 2 記載事項等の不備 3 交付書面の写しの保存 ① 一部保存なし 2 全て保存なし	10日車 20日車 警告 警告 20日車	20日車 40日車 10日車 10日車 40日車				* *		-		- 74			17 22 7			
法第24条の2第1項	運送利用管理規程の作成・届出違反 1 未作成 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車					(新設	)								
法第24条の2第2項	運送利用管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車					(新設	)								
法第24条の3第1項	運送利用管理者の選任違反	20日車	40日車					(新設	)			1, .		_ 1			
法第24条の3第3項	運送利用管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車					(新設	)								
法第24条の4第3項	運送利用管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車					(新設	)								
法第24条の5第1項	実運送体制管理簿の作成義務違反 1 実運送体制管理簿の作成 ① 作成なし5件以下 ② 作成なし6件以上15件以下 ③ 作成なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 実運送体制管理簿の備え置き ① 一部値表置きなし ② 全て備え置きなし	警告 10日車 20日車 警告 20日車	10日車 20日車 40日車 10日車 10日車 40日車					(新設	)								
法第24条の5第3項~第5項	実運送体制管理簿に係る通知義務違反	警告	10日車					(新設	)								
法第25条	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反				法第2	4条の4		事業の	D適確な遂行に	係る遵守義務道	皇反						
法第 <mark>26</mark> 条	公衆の利便の阻害行為等				法第2	:5条		公衆の	の利便の阻害行	為等		- 10					
法第27条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤	かによる	法第2	6条		事業司	対善の命令違反			•	60日車	局長通達6(1)	⑤カに。 <b> </b>	よる	
法第28条第1項	名義貸し	局長通達5(1)億	)及び6(1)④による	5	法第2	: <mark>7</mark> 条第1項		名義貧	řl.			,	局長通達5(1)億	)友び6(1)④に 	よる		
法第 <mark>28</mark> 条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)(7	)及び6(1)④による	5	法第2	: <mark>7</mark> 条第2項		事業の	の貸渡し等			,	局長通達5(1)(	)及び6(1)④に	よる		
法第36条の2第1項	貨物軽自動車安全管理者の選任違反 貨物軽自動車安全管理者選任なし	局長通達5(1)(5	じによる					(新設									
法第36条の2第2項 安全規則第33条の2	貨物軽自動車安全管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車80日車					(新設	)								
法第36条の2第3項 安全規則第33条の3	貨物軽自動車安全管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車					(新設	)								
法第60条第4項 施行規則第44条第1項第 第4号	検査拒否、虚偽の陳述等 1号 連輔開始の未届出 法第8条第2項、第22条、第26条第4項、第27条の各命令を 施した旨の未届出	勧告	  多及び6(1)④ による  警告  警告	5	100000000000000000000000000000000000000	60条第4項 施行規則第4	44条第1項第 第4号	第1号 運輸開 法第8	巨否、虚偽の陳遠 開始の未届出 発第2項、第23 た旨の未届出		94項、第 <mark>26</mark> 条の	1	局長通達5(1)@ 勧告 勧告	B 及び6(1)④に 警告 警告	よる		